

自然公園法・県立自然公園条例 許可申請及び届出時の必要書類等

*申請する行為内容により、適宜説明に必要な書類を添付願います。

申請書様式は千葉県ホームページからもダウンロードできます。

自然公園に係る許可申請・行為届出様式／千葉県

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/tetsuzuki/shizenkouen.html>

- 1 地形図（縮尺 25,000 分の 1 以上。行為地を赤線で明示）
- 2 位置図（縮尺 5,000 分の 1 以上。行為地を赤線で明示）
- 3 行為地及びその付近の現況写真
- 4 平面図（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- 5 立面図（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- 6 断面図（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- 7 構造図（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- 8 意匠配色図（立面図に着色したものでも可）
- 9 修景図（縮尺 1,000 分の 1 以上）
- 10 配置図（縮尺 1,000 分の 1 以上。道路及び隣地境界との距離を明示）
- 11 公図写（行為地を赤線で明示）
- 12 土地求積図（求積表を必ず添付すること。行為地を赤線で明示）
- 13 土地登記簿謄本
- 14 給排水計画図
- 15 土量計算書（切土、盛土別に記載すること）
- 16 縦断図・横断図（縮尺 1,000 分の 1 以上。現況地盤及び計画地盤を明示）
- 17 住民票写し（個人住宅の場合のみ添付）
- 18 誓約書（個人住宅の場合のみ添付。建築後は当該住宅に居住する旨を誓約するもの。様式任意）
- 19 理由書（個人住宅の場合のみ添付。当該予定地に居住する理由を記したもの。様式任意）
- 20 建築物事前協議終了通知の写し（建築物（個人住宅を除く）又は鉄塔等高さのある工作物の場合）
- 21 その他

【作成上の留意事項】 ※A4 サイズに編綴すること。

- 1・2・11・12……行為地を赤線で明示すること。
- 3……東西南北の各方向から撮影し、敷地境界を赤線で明示するとともに、撮影位置、撮影方向を位置図に図示すること
- 4……2階建て以上の建築物の場合は、各階のものを添付し、建築面積（水平投影面積）及び延床面積の求積表を添付すること。
- 5……工作物等の高さ（最低地盤面から避雷針を除く最高部まで）を必ず明示すること。
- 8……実際の色彩に近く着色すること。色見本・配色図等がある場合には、参考として添付すること。
- 9……行為終了後における植栽その他修景の方法を明示すること。
- 10……道路及び隣地境界と建築物（水平投影による）との距離を明示すること。
- 13……申請者が申請地の土地所有者でない場合には、土地売買契約書又は土地賃借契約書の写し若しくは土地所有者の同意書を添付すること。
- 14……敷地内配管図（給水管は青色、排水管は赤色で表示）、浄化槽の詳細図、污水放流先（位置図へ併記可）を明示すること。
- 16……現況地盤及び計画地盤がわかるものであること。必要に応じて着色すること。

（問い合わせ先）千葉県環境生活部自然保護課 自然公園班 TEL：043-223-2056